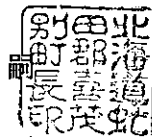


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 22 日

喜茂別町長 菅 原 章



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

喜茂別町西部地区 人・農地プラン

喜茂別町鈴川地区 人・農地プラン

喜茂別町双葉地区 人・農地プラン

喜茂別町伏見地区 人・農地プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 延べ 47 経営体

法人 4 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

西部・鈴川・双葉地区 担い手は十分確保されている。

伏見地区 担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○ 原則として農地中間管理事業による農地の流動化の促進を図るが、その都度、状況に応じて従来の農地法及び農業経営基盤強化促進法も活用しながら、農用地の集積・集約を実施し経営面積の拡大へ繋げる。

また、離農する者については原則として中間管理機構に貸付け、担い手への農用地の集積を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

○ 生産品目の明確化

○ 複合化

○ 6次産業化

○ 高付加価値化

○ 新規就農の促進